

平成28年度 社会福祉法人 指導監査の結果について

1 指導監査の実施状況について

平成28年度における指導監査は、別府市社会福祉法人指導監査実施要綱及び別府市社会福祉法人指導監査実施計画に基づいて、別府市が所轄庁となる社会福祉法人35法人のうち、17法人について一般監査（実地）を実施しました。

2 指導監査の重点事項

(1) 適正な法人運営の確立

- ① 役員の選任手続きが、定款の定めに従い行われていること。
- ② 役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。
- ③ 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。
- ④ 理事会及び評議員会の議事録は、正確に記録され、保存されていること。
- ⑤ 監事により、理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況など、毎年定期的に十分な監査が行われていること。

(2) 適正な管理体制の確立

- ① 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、原則、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。
- ② 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運営にあたって、安全、確実な方法で行われていること。
- ③ 入札契約、随意契約は国の通知や経理規程等に沿って適正に行われていること。
- ④ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされていること。
- ⑤ 各法人経理規程及び社会福祉法人会計基準にしたがい、会計処理及び資産管理が適正に行われていること。

(3) 前回の指摘事項の改善状況の確認

このほかに、平成29年4月1日付けで社会福祉法が大幅に改正されることを踏まえ、法改正対応に関する情報提供も積極的に行いました。

3 4年間の指摘件数の推移

指摘内容	文書指摘件数			
	25年度	26年度	27年度	28年度
定款変更等に関する事	5	4	1	0
役員等の構成、選任に関する事	9	11	3	1
理事会、評議員会等に関する事	14	3	11	12
資産管理に関する事	4	3	1	1
会計、経理に関する事	20	11	10	5
その他	1	3	0	1
合計	53	35	26	20

平成25年度から、別府市が法人指導監査を実施するようになり、平成27年度以降は、前回指摘事項の改善が見られた結果、指摘件数は減少傾向にあります。

しかし、理事会、評議員会等に関する指摘件数はほぼ横ばい傾向にあるので、指導監査時における説明の方法を見直すなど、対応が必要と考えられます。

4 平成28年度の主な指摘内容

指摘事項については、各法人に対して改善処理結果の報告文書の提出を求めるなどし、概ね是正改善に向け対応されていることを確認しました。主な指摘内容は以下のとおりです。

(1) 理事会、評議員会等に関する事

理事会や評議員会で審議が必要な事項について、審議されていない事例が見受けられました。平成29年度からは社会福祉法改正に伴い、運営方法が大幅に変更されることから、変更点を説明し、十分確認する旨説明しました。

また、理事会や評議員会の議事録を紛失している事例や、審議事項を記載漏れしている事例も見受けられました。社会福祉法改正により、ガバナンスの強化が求められていくことから、議事録の正確な作成や保管の重要性について説明しました。

(2) 会計、経理に関する事

社会福祉法人新会計基準の導入後の対応について、不十分だった事例が見受けられました。内部取引消去、一年基準の導入、作成する書類の不備など、個別の事例について説明し、必要な訂正や適正な処理を行う旨説明しました。

また、契約事務について、100万円以上の契約にもかかわらず契約書の作成を省略した事例、随意契約の理由が不明確である事例が見受けられました。経理規程に基づき適正な処理を行うよう説明しました。